

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

1 公社債等に対する課税方式を変更するとともに、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象範囲の拡充等を行う。

2 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を四年間延長して平成二十九年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成二十六年四月から平成二十九年十二月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充する。

二、固定資産税及び都市計画税

東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、平成二十五年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を講ずる。

三、その他

- 1 延滞金等の見直し及び税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行する。